

	新潟市教育委員会 平成23年10月 定例会会議録			
日 時	平成23年10月17日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長		欠席委員	
	齋 藤 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	吉 村 委 員			
	鈴 木 教育長			
会議に出席 した職員 (17名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	生涯学習課長	玉木 一彦
	教 育 次 長	朝妻 厚雄	教職員課長	遠藤 英和
	教 育 次 長 中央図書館長	邊見 敏彦	総合教育 センター所長	吉原 修英
	教育総務課長	前田 秀子	学校支援課長	高橋 恒彦
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	地域と学校ふれ あい推進課長	坂井 敏明
	学 務 課 長	高橋 豊	生涯学習センタ ー 次 長	和田 明彦
	施 設 課 長	芋川 常治	中央図書館 企画管理課長	内山 正之
	保健給食課長	吉崎 熊勝	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
			教育総務課主査	杉本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (1件)	議案番号	件 名
	議案第18号	教職員の人事措置について
報告 (1件)	記 号	件 名
		新潟市立小中学校の適正配置基本方針（案）にかか るパブリックコメントの結果について
協議題 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 齋藤委員，佐藤委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 議案第18号につきましては，人事案件により非公開といたします。報告案件終了後に非公開案件として再開し，審議いたします。

第4 報告

○委員長 教育総務課から報告をお願いいたします。

○教育政策担当課長 教育総務課企画室でございます。

新潟市立小中学校の適正配置基本方針（案）にかかるパブリックコメントの手続きの実施結果についてご報告させていただきます。3ページからが資料でございます。基本方針（案）につきましては，6月2日の教育委員会定例会でご審議いただき，その後，議会の文教経済常任委員協議会や各区の自治協議会にもご報告させていただき，8月1日から31日までの1か月間，パブリックコメントを実施いたしました。広報の手段といたしましては，3番目に書いてございますが，市報にいがたや，ホームページに掲載するほか，市政情報室，区役所，出張所等に閲覧用のパブリックコメントの冊子を配置し，市民の皆様から見ていただきました。そのほか，市内の小学校，中学校，幼稚園にも配付したところでございます。また，コミュニティ協議会へも配らせていただき，パブリックコメントの実施についての広報もいたしました。

その結果でございますが，資料のとおり，23名の方から45件の意見をいただいたところでございます。いただいた意見は，基本方針全体についてのものが10件，適正規模の基準や協議の進め方などの内容についての意見が30件，それ以外の，特定の地域に関するものや，市政全般に対するものなどが5件，合わせて45件の意見をいただいたところでございます。

次のページからが意見等の概要と，市の考え方になります。4ページは，全体についてのご意見，5ページから9ページにかけては内容についてのご意見，最後の10ページはそれ以外のご意見となっております。

全体についてのご意見としましては，4ページの1，2番目をご覧ください。「教育委員会として，答申のような具体的な適

正配置の方向性を示してほしい」というご意見。あるいは3番目の「中学校区に一つは学校を残してほしい」というようなご意見をいただきました。それに対する市の考え方でございますが、「教育委員会として、適正配置の方向性を示してほしい」という1, 2番目のご意見に対しましては、基本方針では、地域の合意のもとに適正配置を進めるものとしていることから、地域の協議の中で方向を決定していくべきであることを説明したうえで、地域の皆さんと十分協議していくといたしました。3番目の、「中学校区に一つは学校を残してほしい」というご意見に対しましては、地域の総意として学校を残すという方向になった場合は、子どもたちの教育環境ができるだけ良好となる方策を、地域の皆さんと協議することとしたところでございます。

また、7番目以降の四つのご意見は、方針に賛成の意見となっております。

次に、内容についてのご意見では、6ページの11番、12番の「適正規模は学級数ではなく人数で表してほしい」というような、適正規模の基準に関するものや、8ページの19番、21番の緊急性の範囲に関するようなご意見、また、9ページの25番から29番までの「地域の中でどのような人と協議をするのか」、「協議の進め方や合意形成の方法について詳細な記述を」との、協議の進め方に関するご意見をいただきました。

6ページの11番、12番の適正規模の基準に関しては、国と県が学級規模を学級数で表していることや、教員数や教室数が学級数を基準としていることから、基本方針のとおり、適正規模は学級数で表すことが適切と考えますとしたところでございます。

また、19番、21番の緊急性の範囲についてですが、21番は「緊急性の範囲から複式学級など著しく小規模な状況が継続する学校や、小規模化が急速に進む学校を削除すべき」というご意見でございますが、これに対しましては、未来を担う子どもたちの教育をできるだけ公平で良好な教育環境の中で行うことが大切であることから、複式学級など小規模な状況が続く学校など、できるだけ早い時期に地域の皆さんとの協議を始めることが望ましいといたしました。

9ページの25番から29番の協議の進め方に関するご意見については、地域によりさまざまな状況があり、具体的な手順は地域の実状にあわせて進めることが大切であり、具体的な手順、検討会のメンバーや合意の方法についても、地域の皆さんが納

得できることが大切と考えることから、地域の協議においてよい方法を選んでいくとしたところでございます。

その他の意見に対する市の考え方は、資料に記載のとおりですが、これらいただいた意見のうち、二つの意見を受けまして、案の記述を4か所修正させていただきました。その内容についてご説明させていただきます。

修正を行いましたのは、ともに内容についてのご意見のもので、5ページの2番、6ページの10番の意見に関するものです。

はじめに、5ページの2番のご意見についてですが、適正配置の地域合意の形成において、教育委員会の執行機関としての責務を明記すべきとの理由から、「教育委員会は、必要に応じ地域に出向き、合意形成に努めます」を追加してくださいという意見です。追加の箇所でございますが、資料16ページの「2学校適正配置の基本的な事項」の中の、「(2) 地域の合意」に追加するようにとのご意見でございました。地域の合意形成への教育委員会のかかわりについては、25ページの「4協議の進め方」の手順の例の「(2) 地域検討会」の中に記載していますが、教育委員会のかかわり方を例としてではなく表記することといたしました。合意形成に向けて手助けしますという形で、教育委員会のかかわりを例として示しておりますが、例としてではなく、本文の中に表記することとし修正いたしました。修正した箇所は、24ページに適正配置の留意事項の一つとして明記いたしました。アンダーラインで示した部分を、追加表記させていただきました。「協議にあたっては、必要に応じてさまざまな選択肢を示しながら、合意形成に向け支援します」と、留意事項として追加させていただきました。これにあわせて、25ページですが、今までの「手助けをさせていただきます」という表現を、「合意形成に向け支援します」と表現を統一修正させていただきましたものでございます。これが2番でいただいたご意見に基づく修正の2か所でございます。

次に、二つ目のご意見ですが、6ページの10番のご意見でございます。「学級数を示す箇所に、通常学級であることを明記すべき」とのご意見です。適正規模の学級数については通常学級数で表しておりますが、その断り書きが記されていないということで、通常学級であることを明記すべきのご意見です。そのとおりですので、明記することといたしました。その表示でございますが、資料17ページの「2学校適正配置の基本的な事項」の「(5) 適正規模について」に表示することといたしました。

た。アンダーラインの部分でございます。「通常学級数で表すこととし」と明確にしたものでございます。

同様に、22ページの「エ新潟市の適正規模」についてですが、「適正規模は通常学級数で表します」ということで「通常」の文言を付け加えさせていただきました。この2か所で、学級数は通常学級で表すことを定義的に表示したものでございます。いただいたご意見を受けて、以上の4か所を修正させていただきました。

パブリックコメントの手続きの実施結果については以上です。なお、今後、パブリックコメントの結果については、冊子を作り市民の皆様にお配りするとともに、市のホームページにもアップし周知してまいりたいと思っております。

○委員長

ご説明ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○齋藤委員

質問です。適正規模の件で訂正が入りましたけれども、学級数を通常学級数で表したということですが、通常学級というのはどういう意味でしょうか。

○教育政策担当課長

学級には通常学級と特別支援学級の障がいを持った子どもたちが通っている学級があるということでございます。特別支援学級については、すべての学校に配置されているわけではないということと、それぞれの年度によって学級が開設されたり、あるいはクラス数が増えたり、減ったりということがあります。入ってくる子どもたちの状態に応じて設置するものでございますので、適正配置では、適正規模については通常学級で議論させていただくということです。

○齋藤委員

教育界の中では通常学級、通常という言葉は専門家の皆さんは分かっているのですか。

○教育政策担当課長

通常学級、特別支援学級という形で、表しているところです。

○齋藤委員

ほかの学級は通常ではないというニュアンスがあるのですかね。これは全国的にそうなのですか。

○教育政策担当課長

そのとおりです。

○委員長

吉村委員、何かございますか。

○吉村委員

この前段の数年前ですけれども、特殊学級という名前で戦後は来ていたわけですが、これについても、今、齋藤委員がおっしゃったように、かなり気になるところがあって、いろいろと考えて、今やと特別支援学級という言葉が生まれ一般化したということですが、しかし、個人的にはやはり引っかかりはあるのだけれども、識別するときになかなかいい表現がないとい

うのが現状だろうと思います。

○委員長

齋藤委員，よろしいでしょうか。

○齋藤委員

印象です。いい言葉があったら，知恵を出してください。

○委員長

パブリックコメントをする前に，ある程度予測というか，こういう意見が出てくるのではないかというものがあつたと思うのですが，それと実際出てきた意見との違いはありましたか。

○教育政策担当課長

審議会の際には，いろいろなご意見やご質問，あるいは地域の中でいろいろと議論された経過がございます。最終的には，基本方針ということで，これを定めて，地域の中に入っていくわけですので，市民の皆さんからいただく最後の意見の場だと思っております。そういった意味では，もう少しご意見をいただけるのではないかと感じておりました。8区の自治協議会の中でも説明をさせていただき，そこでもいろいろなご意見をいただきました。それを見ますと，パブリックコメントをした際に，いろいろなご意見が出てくるのではないかと感じていたのですが，周知しきれなかった部分もあり，この件数だったのかなと思っております。実際に入る際には，より丁寧に，地域の方にお知らせしなければいけないのではないかと感じております。

○委員長

ほかにどなたかありますか。

○佐藤委員

少し引かかるのですが，教育委員会の執行機関としての責務を明記しなさいという，このパブリックコメントに対して，これを発言した意図がどこにあるのかということがものすごく気になっているのです。「執行機関としての責務」という言葉ですが，あくまでも適正配置については，地域の皆さんの合意形成をやってくださいといったときに，教育委員会としてどういうふうな責務が生じるのかということなのです。これを明確にしろという，多分，これはご意見なのです。ですから，ひょっとすると，きちんと決めてくれるのだろうねということなのか，その辺のところは非常に不確定ですが，下手すると，教育委員会は座長をしろというような話になってくることは，基本的には避けたほうがいいと思うので，もう少し表現の仕方を考えていただいて，合意形成できちんとした形でまとめるというのは地域にありますと。

その地域の合意形成を経て，教育委員会は行政機関として，行政機関のやらなければならない責務を行いますという，こうでなければいけないのかなと。そうしないと，多分，ここに

かわってくる職員の皆さんが大変なことになるという気がするのです。多分、マンパワーも足りなくなると思いますし、その辺のことも踏まえながら、私はもう少し表現を考えたほうがいいのではないかと感じるのです。

○教育政策担当課長

全体的な意見の中の1番、2番も、教育委員会から具体的な統合案を示してくれというご意見もきていました。地域によっては、こちらのほうの考えを示してほしいという地域もあるかと思えます。しかし、この基本方針については、委員がおっしゃるとおり、地域の方と一緒に築き上げていく、地域の方の合意が大前提なのだというのが基本方針ですので、おっしゃられるとおりに、地域から主体的に動いていただくという形の適正配置の進め方を考えていますので、そういったスタンスで地域に入り、説明をしたいと思えます。

○佐藤委員

それはずっとぶれないようにしていただきたいと思えます。

○沢野委員

それに伴って、検討会というものができてくる。各地域によって選ぶという、大体似たようになるかもしれませんが、各地域主体でメンバーを選ぶということになるのですね。

○教育政策担当課長

そうでございます。やはり地域によって、今までの地域の合意形成の仕方というものが、長い年月やってきたものがございますので、一律に、こちらからこうですよというわけにはいかない。その地域にあわせて合意形成を図っていくということで、メンバーも含めて、進め方も含めて、地域にあわせていく。地域の合意が一番大事ですので、合意の仕方も地域の方が納得する方法でやりたいと思えます。

○委員長

地域で学校づくりをしていくということですよ。行政がそれをサポートするという形を崩さないようにしないと、行政が引っ張って行って、学校をつくっていくという昔のパターンではだめになってきていますので、その姿勢を崩すことなくやっていかないとぐらついてきますので、ぜひお願いしたいと思います。

○教育政策担当課長

委員の皆さんからいただいたご意見をもとに進めていきたいと思えます。

○委員長

続きまして、次回の日程を教育総務課長からお願いいたします。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

11月定例会は11月21日(月)午後3時30分から、12月定例会は12月21日(水)午後3時30分からでお願いしたい。

○委員長 ここで定例会はいったん終了となります。傍聴人の方は退席
をお願いいたします。

第6 閉会宣言

○委員長 午後4時30分、閉会を宣言する。
(非公開部分) (議案第18号教職員の人事措置について審議し、可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員